

議事要旨(2) IFRSのエンドースメントに関する作業部会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長より、IFRS のエンドースメント手続きについて、審議資料に基づき説明がなされた。続いて、板橋ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

賦課金の会計処理（IFRIC21）

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本件については、「削除又は修正」が必要な水準には至っていないと考える。しかしながら、今後 IFRS の任意適用会社数の拡大に伴い、更なる検討が必要となる可能性があることに留意しておくべきであると考ええる。

IFRS 第 9 号（金融商品）：ヘッジ会計の検討

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 「削除又は修正」は必要最小限であるべきで、基本的には細かい論点まで「削除又は修正」する必要はないと考えるが、本論点に関しては、ノンリサイクリング処理に関連するものであり、「削除又は修正」の項目数を増やすものではないと理解しているため、事務局の検討案の方向性に異論はない。
 - 資本性金融商品に対する投資の公正価値ヘッジの会計処理の「削除又は修正」する方法について、審議資料に記載いずれの案も有力ではあるが、事務局提案の方法が簡素でよいと考える。
 - IAS 第 39 号におけるキャッシュ・フロー・ヘッジでは、ベシス・アジャストメントとして取り扱うか、又は、純損益に振り替える処理のどちらかを選択するとされているが、IFRS 第 9 号と同様の処理が認められる場合、IAS 第 39 号も「削除又は修正」の対象にならないか。
 - また、ベシス・アジャストメントにより、ヘッジ対象とされた予定取引で購入した直接資産の取得価額に加減され、包括利益計算書に OCI の一部として含まれない金額について、全会計期間を通算した純損益の合計額が全会計期間を通算した包括利益の合計額が一致するかの観点から、純資産への認識はどのように行われるか。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- IAS 第 39 号におけるベシス・アジャストメントの取扱いについては、IAS 第 1 号の適用ガイダンスにおいて、包括利益計算書に OCI の一部として含まれることが例示されており、IFRS 第 9 号（2013 年）の取扱いと異なる。
- ベシス・アジャストメントによる AOCI の変動は、包括利益計算書に OCI の一部として表示される場合、予定取引の対象となった資産の減価償却や売却損益を通じ

て一致することになるが、包括利益計算書に OCI の一部として表示されない場合、一致しないことになる。

- 我が国において包括利益の表示に関する会計基準の開発する際も議論になり、IAS 第 39 号と同様に、包括利益計算書において OCI の一部として表示することとした経緯がある。

以 上